

お客さま各位

加茂信用金庫

インボイス制度開始に伴う当金庫の対応について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

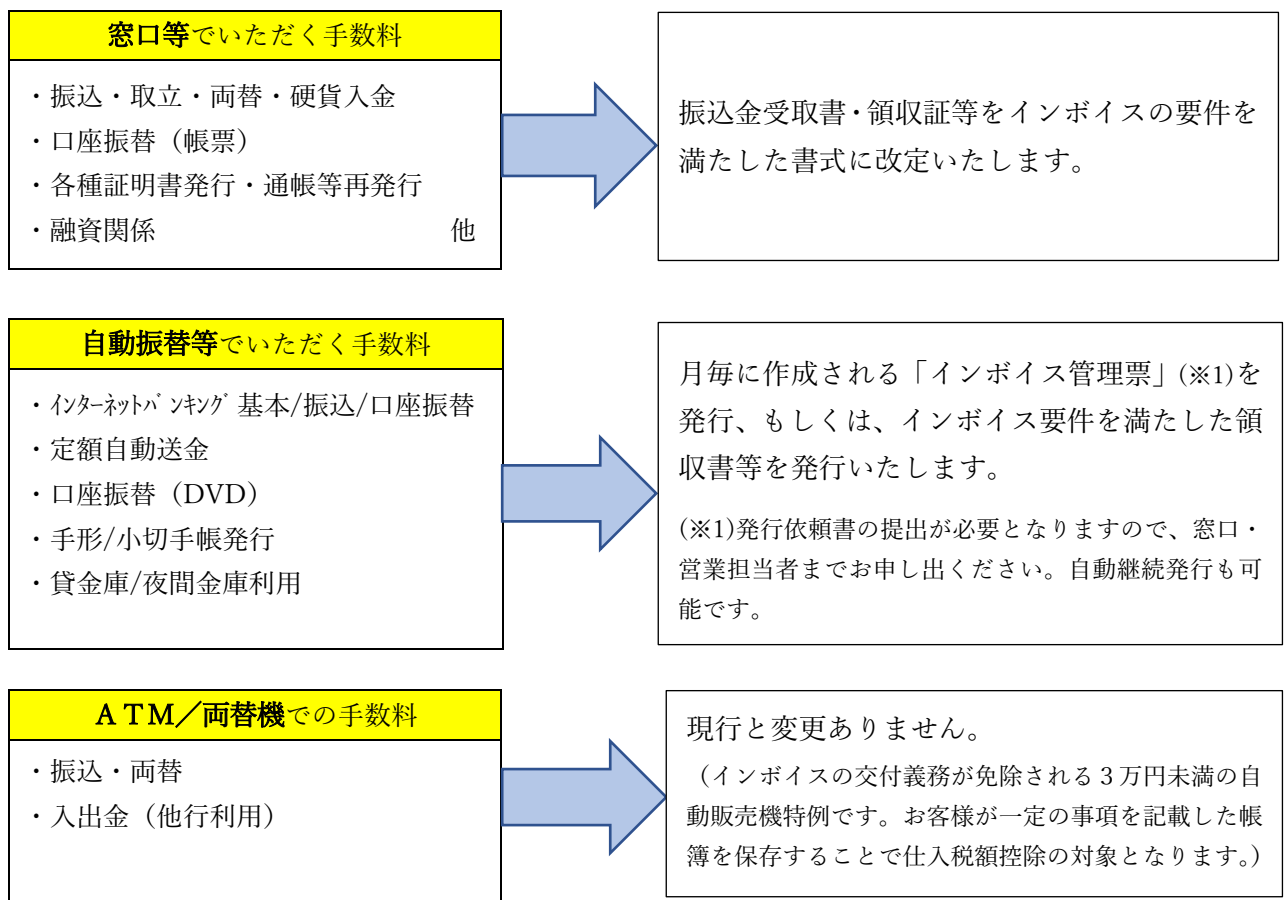
令和 5 年 10 月 1 日よりインボイス制度が開始されるにあたり、当金庫は適格請求書発行事業者の登録を受けております。お客さまは、各種手数料に含まれる消費税につき、当金庫の交付する適格請求書（インボイス）に基づいて消費税の仕入税額控除を受けることができます。

つきましては、当金庫の登録番号及び今後の対応について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当金庫のインボイス発行事業者登録番号 【T 1 1 1 0 0 0 5 0 0 5 9 6 5】

2. 当金庫のインボイス発行方法について



3. その他

インボイス制度の詳細につきましては、国税庁公表サイトをご参照ください。

当金庫のインボイス対応についてご不明な点等ございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以 上